談

康

令和7年



問合せ 環境業務課 ☎ 072 (634) 0210 へ

▲ごみの (赤字は祝日) 出し方について

| (加子は外に | | | | | | | | |
|---------|---|--|----------|-------------------------------|----------|---------------|--------------------|---------------|
| 地 域 | | ステーション収集(地域の決められた場所) | | | | | ∿ = ħ# | ₩ \Z |
| | | ペットボトル | 指定 ごみ | びん、缶、 食品トレイ | 新聞 古着 | ダンボール 雑誌 | 複雑 ごみ | 普通 ごみ |
| 安威川以北地域 | 千里丘 1・2、千里丘 3 の 1 ~ 7 番・ 15 番・16 番、千里丘東 1・2 | 4日3、18日3 | 4 ⊟⊗ | 11 日※、 | 12日⊛ | 12日愛、 26日愛 | 5日® 第1回目 ®のみ | 毎週旬・金大型ごみは木曜日 |
| | 千里丘3の8~14番、千里丘4 ~7、千里丘新町 | 7日金、21日金 | 7日盦 | 25 日⊗ | | | | |
| | 千里丘東 3 ~ 5 | 4∃⊗√18∃⊗ | 18 日⊗ | 14日金、 | | | | |
| | 庄屋 1・2、東正雀、南千里丘、三島 3の14番 | 7日金、21日金 | 21日金 | 28日金 | | | | |
| | 正雀本町 1・2、正雀 1・2 | 11 日巡、25 日巡 | 11 ⊟⊗ | 4 ⊟⊗\ | - 26 日⊛ | 12日後、26日後 | 19日® 第3回目 ®のみ | |
| | 正雀 3·4、三島 1·2、三島 3(14番除く) | 14日金、28日金 | 14日盦 | 18日® | | | | |
| | 桜町 1・2、学園町 1・2、鶴野 1 ~ 4 | 11 日巡、25 日巡 | 25 日⊗ | 7日金、 | | | | |
| | 香露園、昭和園 | 14日金、28日金 | 28 日圖 | 21日金 | | | | |
| 安威川以南地域 | 北別府町、浜町、東別府1~5 | 3日9、17日9 | 3日圓 | 10日圓、 | . 5日⊛ | 5日⊛、19日⊛ | 12日® 第2回目 ®のみ | 毎週②・金大型ごみは金曜日 |
| | 別府 1 ~ 3 | 6日金、20日金 | 6日悉 | 24日 | | | | |
| | 南別府町、西一津屋、一津屋 1 ~ 3 | 3日10、17日10 | 17日® | | | | | |
| | 鳥飼和道 1・2、東一津屋、新在家 1・2、鳥飼八防 1、鳥飼八防 2 (8・9 番除く)、鳥飼西 5 の 3・4 番 | 6日金、20日金 | 20 日帝 | 13日金、27日金 | | | | |
| | 鳥飼西 1 ~ 4、鳥飼西 5 (3・4 番除く)、鳥飼八防 2 の 8・9 番 | 10日 (10日 (10日 (10日 (10日 (10日 (10日 (10日 (| 10日® | 3日 9 、 17日 9 | 19 ⊟⊛ | 5日⑱、19日⑱ | 26日® 第4回目 ®のみ | |
| | 鳥飼野々1~3、鳥飼本町1~5 | 13日金、27日金 | 13日悉 | | | | | |
| | 鳥飼下 1 ~ 3、鳥飼中 1 ~ 3 | 13日金、27日金 | 27 日金 | 6日◆、 | | | | |
| | 鳥飼新町 1・2、鳥飼銘木町、鳥飼上 1 ~ 5、鳥飼八町 1・2 | 10日側、24日側 | 24日® | 20日金 | | | | |

※集団回収をご利用の場合は、それぞれの地域の排出方法をご確認ください

こんなとき ごみの処分方法のポイント どうする 🦻



環境業務課へ

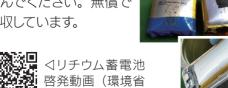


🍞 膨張したリチウム蓄電池の処分方法

リチウム蓄電池は通常「指定ごみ」ですが、 膨張した場合には発火の危険性があるため、 適切な方法で処分する必要があります。膨張し たリチウム蓄電池は「指定ごみ」として出さず、

環境センターへ直接持ち 込んでください。無償で 回収しています。

YouTube)



🖣 水分を含んだ生ごみなどの処分方法

調理くずなどの水分を減らすことは、ごみ減 量の取り組みにつながります。また、においの 原因を抑える効果も期待できます。

水分を含んだ生ごみなどの水切りに、ご協力 をお願いします。

> 生ごみは水気をよく 切ってから捨てましょう。